

葛 城 市
次世代育成支援後期行動計画

(計画素案)

平成 21 年 12 月
葛城市

【目次】

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって.....	2
1. 計画策定の背景.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制.....	3
第2章 葛城市の子育てに関する状況.....	4
1. 数値から見る葛城市.....	4
2. 次世代育成支援における主な課題.....	7
第3章 計画の基本的な考え方.....	12
1. 基本理念.....	12
2. 計画の基本方針.....	12
3. 計画の体系.....	14

第2部 各論

第1章 施策の方向.....	16
1. 子育てを支える環境づくり.....	16
2. 子どもが健やかに育つ環境づくり.....	26
3. 子どもの生きる力を育む環境づくり.....	31
4. 子育てと生活の調和を実現できる環境づくり.....	36
5. 子どもの安心・安全を確保できる環境づくり.....	40
第2章 事業の目標水準の設定.....	45
第3章 計画の推進体制.....	46
1. 計画の進捗管理.....	46
2. 連携・協働体制.....	46

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

全国的に少子高齢化や核家族化が急速に進む中、子育てに不安を感じたり、地域の中で孤立してしまう親の増加、家庭や地域の養育力の低下、子どもの育ちの保障の充実など、様々な課題への対応が求められており、子育て中の親や子どもを支援する次世代育成に関する施策の充実を図ることが急務となっています。

国では、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を進めるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。また、平成15年7月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」等の4つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)を踏まえ、様々な対策を実施してきました。

こうした取り組みにも関わらず、平成17年にわが国は初めて総人口が減少に転じ、合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録するなど、予想を上回る少子化の進行が見られました。

このような動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、結婚や出産・子育てに関する国民の希望の実現のために必要なものについて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」)が取りまとめられました。重点戦略では「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が必要であるとされ、この実現のため平成19年12月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。憲章では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者が果たすべき役割を掲げています。また、行動指針では、憲章が掲げる社会を実現するために必要な条件を示すとともに、各主体の取り組みを推進するための社会全体の目標を設定しています。

このような国の次世代育成支援に関する一連の流れを受け、子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てができる地域を築くため、葛城市における子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進していくことができるよう、「葛城市次世代育成支援後期行動計画」(以下「本計画」)を策定しました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画にあたる葛城市の行動計画であり、平成 17 年 3 月作成の葛城市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画（前期）」）の後期計画として策定しました。

子育て家庭や子どもを対象とし、行動計画（前期）の取り組みについて、評価・検証をした上で、葛城市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

また、市の上位計画である「葛城市総合計画」の部門別の個別計画として、葛城市の施策を総合的・一体的に進めるため、関連計画とも整合性を保ちながら策定しました。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 17 年度から平成 21 年度を期間として策定した前期行動計画に引き続き、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の期間とする後期行動計画として策定します。



4. 計画の策定体制

計画の策定にあたり、保育・教育機関、関係団体の代表、市民の代表で構成する「葛城市次世代育成支援対策地域協議会」において、計画策定に関する協議を行いました。

第2章 葛城市の子育てに関する状況

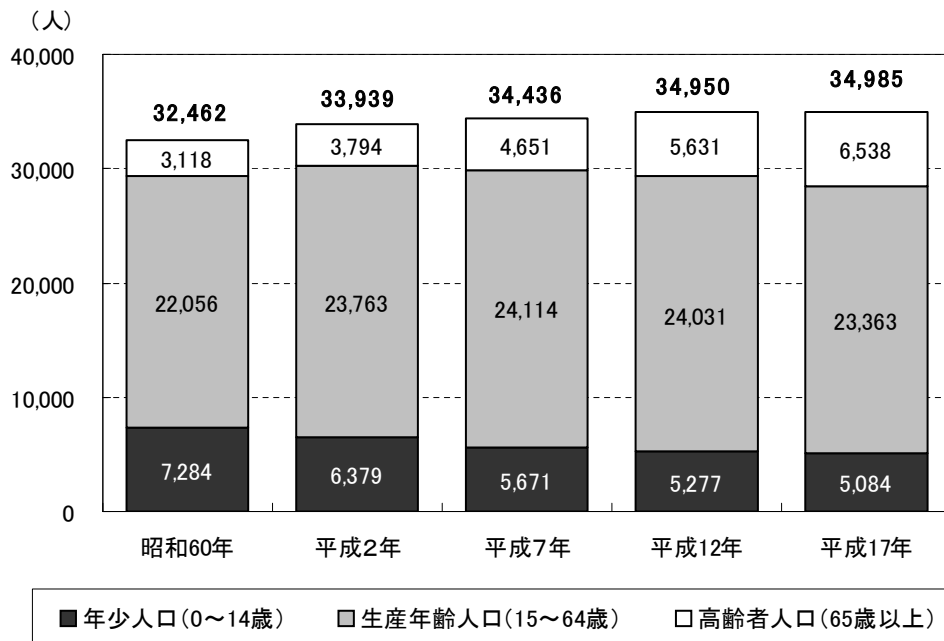
1. 数値から見る葛城市

(1) 人口

本市の総人口を見ると、増加傾向が続いており、平成17年では34,985人となっています。また、年齢3区分別の割合を見ると、年少人口割合、生産年齢人口割合が低下し、高齢者人口割合が上昇しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	32,462	33,939	34,436	34,950	34,985
年少人口 (0～14歳)	7,284	6,379	5,671	5,277	5,084
	22.4%	18.8%	16.5%	15.1%	14.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	22,056	23,763	24,114	24,031	23,363
	67.9%	70.0%	70.0%	68.7%	66.8%
高齢者人口 (65歳以上)	3,118	3,794	4,651	5,631	6,538
	9.6%	11.1%	13.5%	16.1%	18.7%

※総人口には年齢不詳を含むため、内訳の合計と一致しない場合があります。



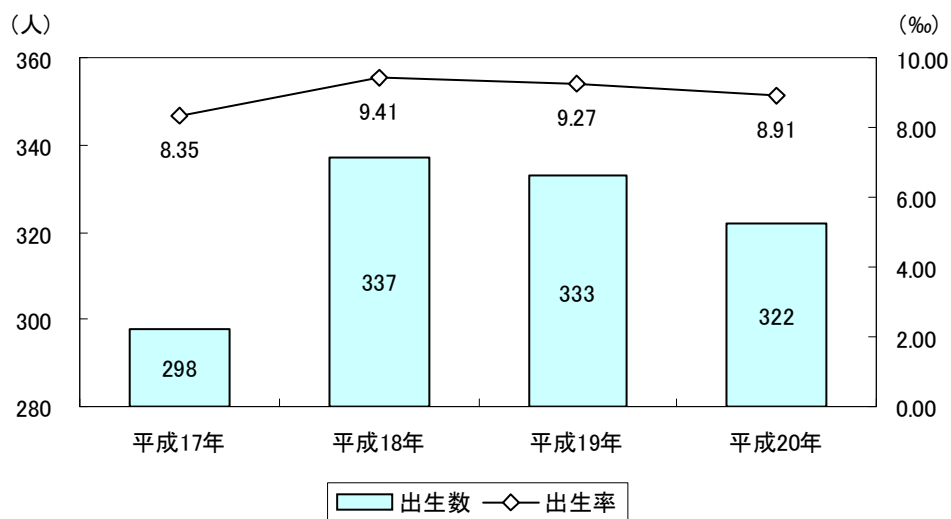
資料：国勢調査

(2) 出生

本市の出生数を見ると、平成18年をピークに減少傾向となっています。

また、出生率を見ると、出生数と同様に低下傾向にあり、平成20年には8.91‰^{*}となっていますが、奈良県の同時期の出生率は7.76‰となっており、県平均よりも高い値で推移していることがうかがえます。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	35,707	35,794	35,909	36,125
出生数	298	337	333	322
出生率(人口千人対)	8.35	9.41	9.27	8.91

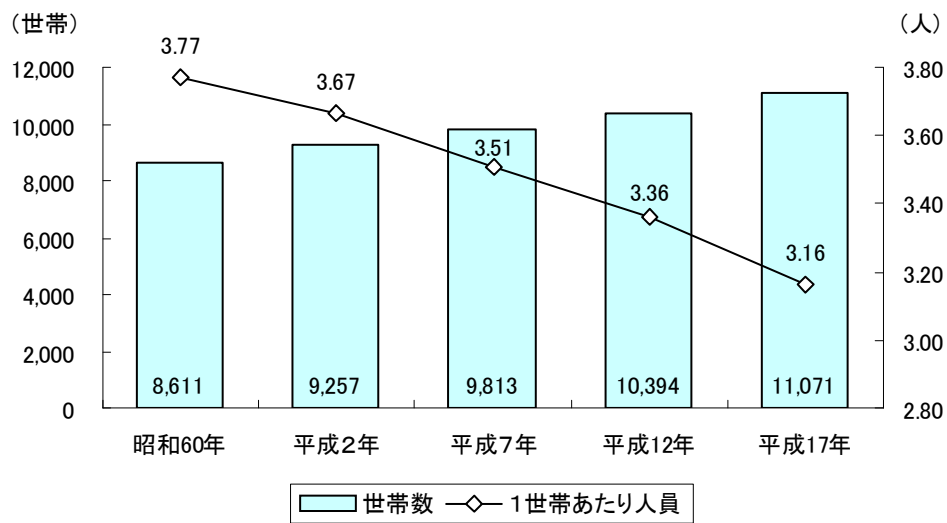


* ‰ (パーミル) : 千分率 (1000 分の 1)。ここでは人口千人あたりの数値

(3) 世帯の状況

世帯の状況を見ると、世帯数は年々増加傾向にあり、平成17年では11,071世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、平成17年では3.16人となっています。

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯数	8,611	9,257	9,813	10,394	11,071
1世帯あたり人員	3.77	3.67	3.51	3.36	3.16



2. 次世代育成支援における主な課題

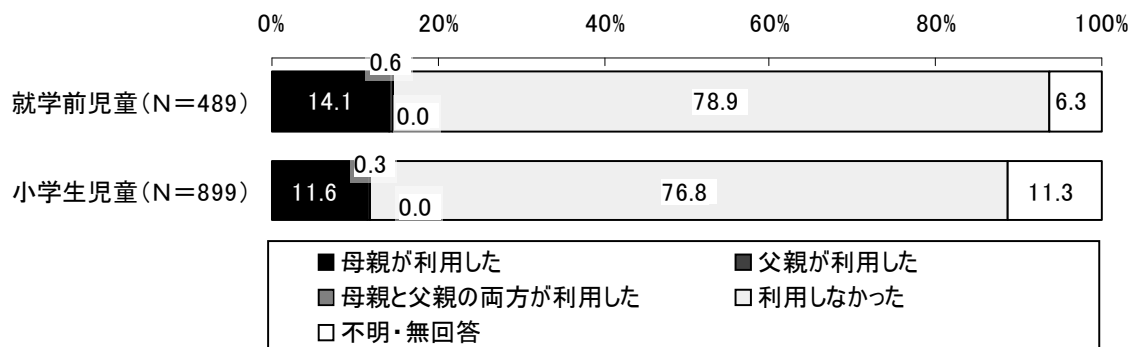
■課題：仕事と子育ての両立を支援する取り組み

仕事と子育ての両立については、保育サービスや企業の育児休業制度など、様々な支援が行われていますが、ニーズ調査結果では、7割以上が「育児休業を利用したことがない」と回答しており、現実には取得が難しい状況がうかがえます。

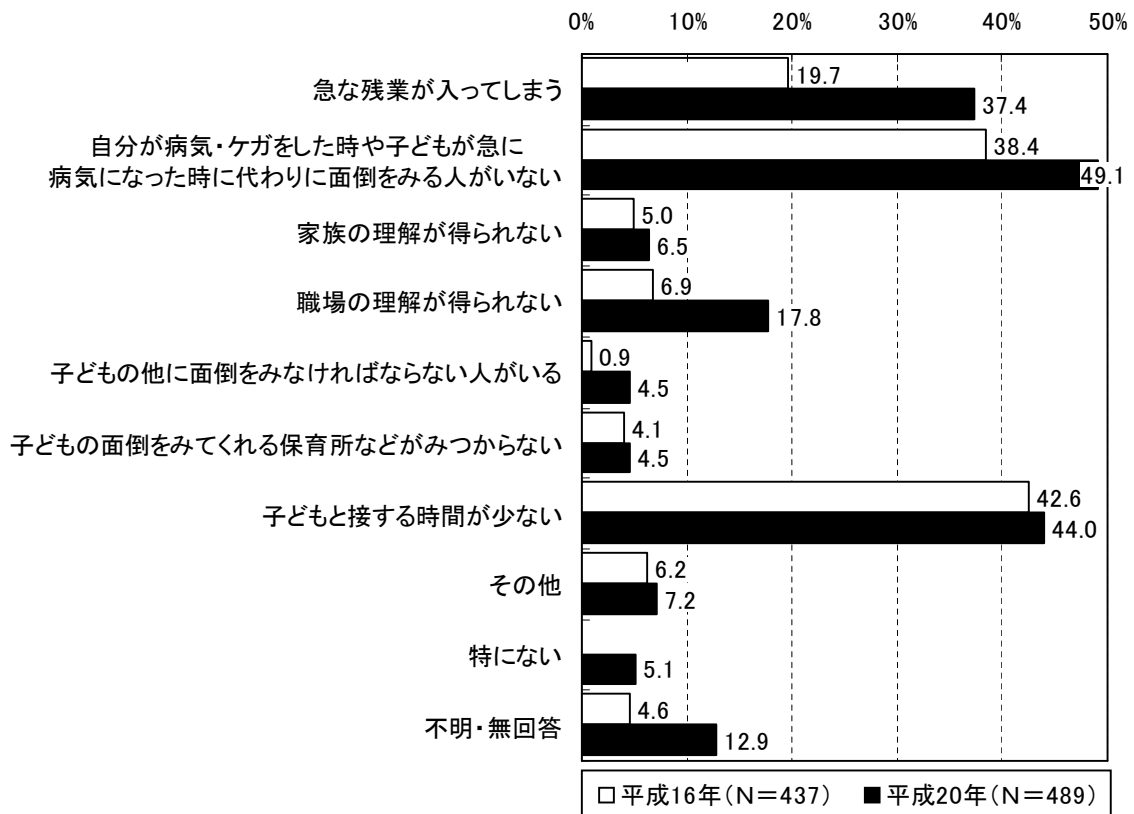
仕事と子育ての両立で大変なこととして、「子どもと接する時間が少ない」と合わせ、「子どもが急に病気になった時」や「残業など急な仕事が入った時」への対応が高い割合を占めており、これは、平成16年調査よりも高い割合となっています。これまでの慣習に加え、社会経済情勢の悪化が影響しているものと思われます。

様々な制度の充実・周知と合わせ、家庭、地域、企業、行政が連携し、社会全体で仕事と子育ての両立を促進することが必要です。

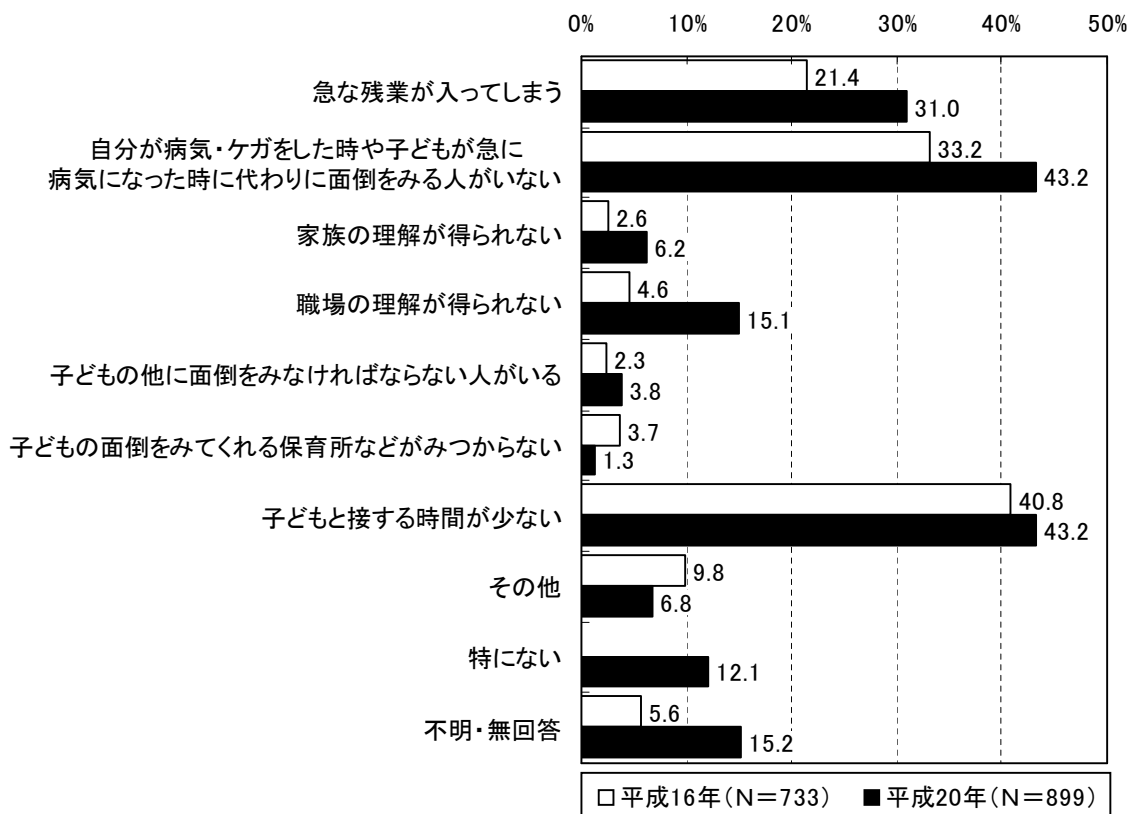
■育児休業の取得状況



■仕事と子育ての両立で大変と感ずること（就学前）



■仕事と子育ての両立で大変と感ずること（小学生）

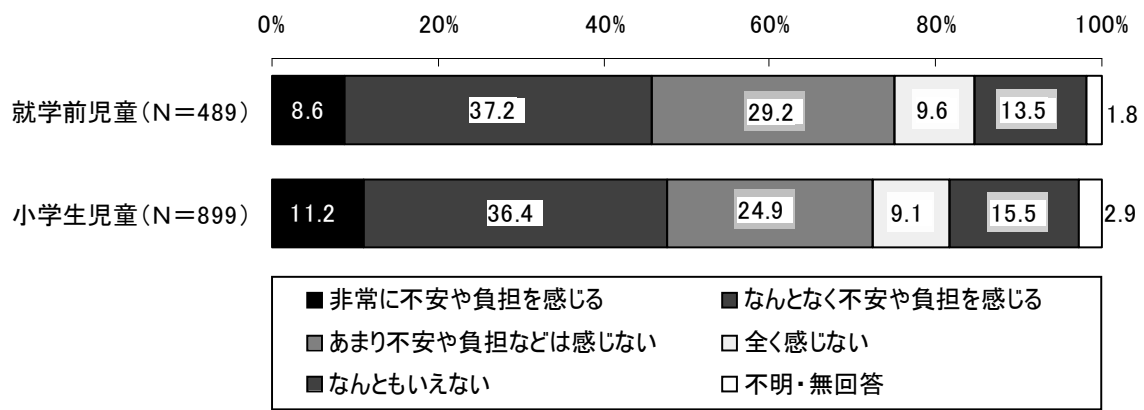


■課題：子育ての孤立化・不安の解消

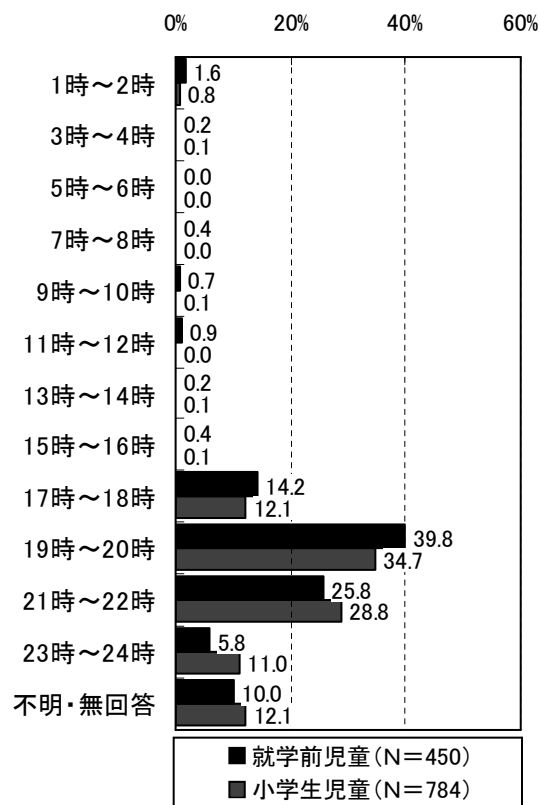
ニーズ調査結果から、子育て中の母親の多くは不安や悩みを抱えていることがうかがえます。これらの不安や悩みの相談相手として、「配偶者・パートナー」が最も多くなっていますが、父親の帰宅時間が遅い家庭も多く、子育てにおいて孤立化している状況も懸念されます。特に幼稚園や保育所に通っていない家庭では、専門家への相談もできず、日中母親と子どもだけで過ごす時間が多くなり、母親のストレスが増大することが危惧されます。

子育ての不安の解消には、子育ての孤立化を防ぐことが重要であると考えられることから、情報発信の充実とともに、気軽に相談できる場や機会を充実させる必要があります。

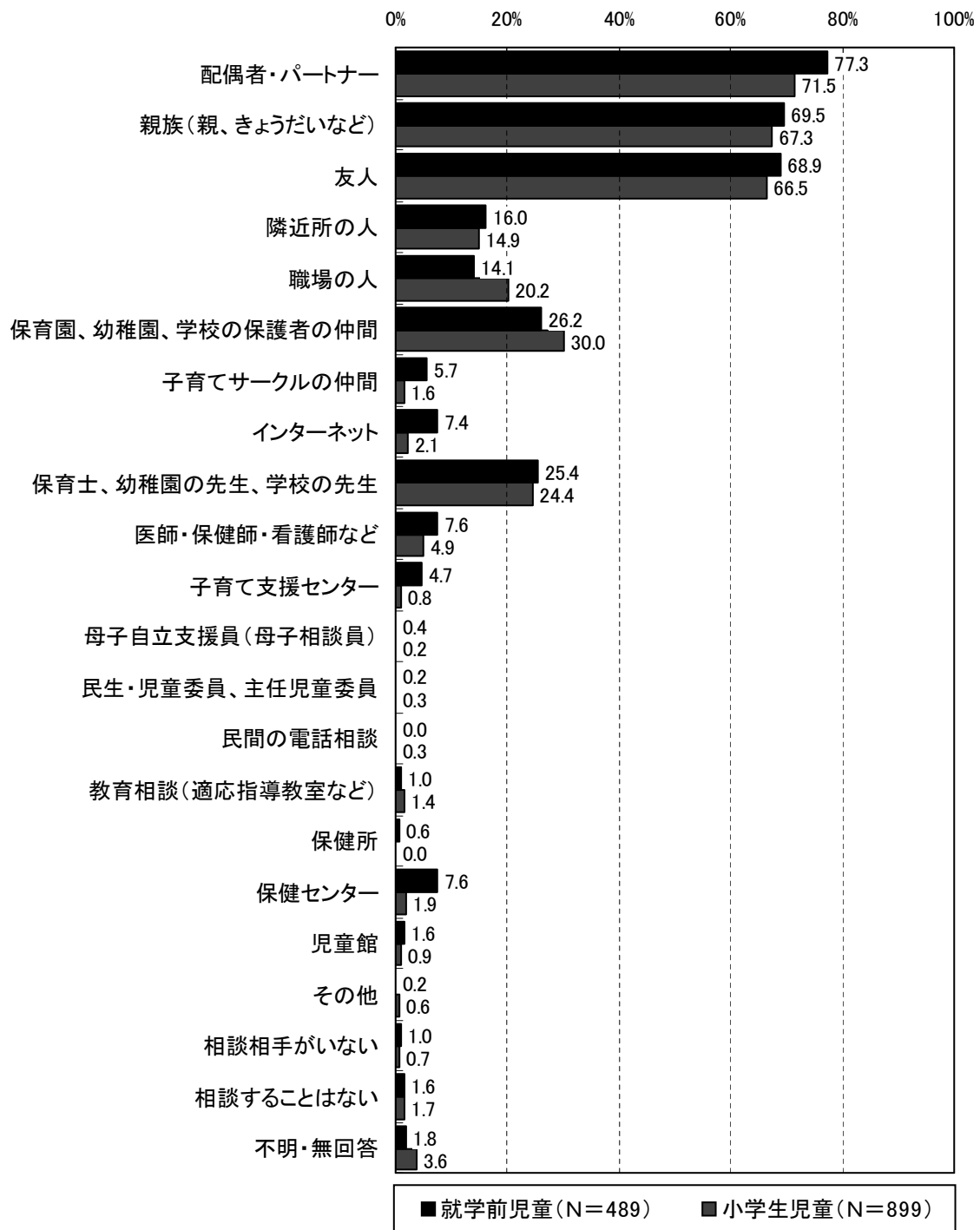
■子育てに関して不安感や負担などを感じるか



■父親の帰宅時間



■子育てに関する悩みの相談先

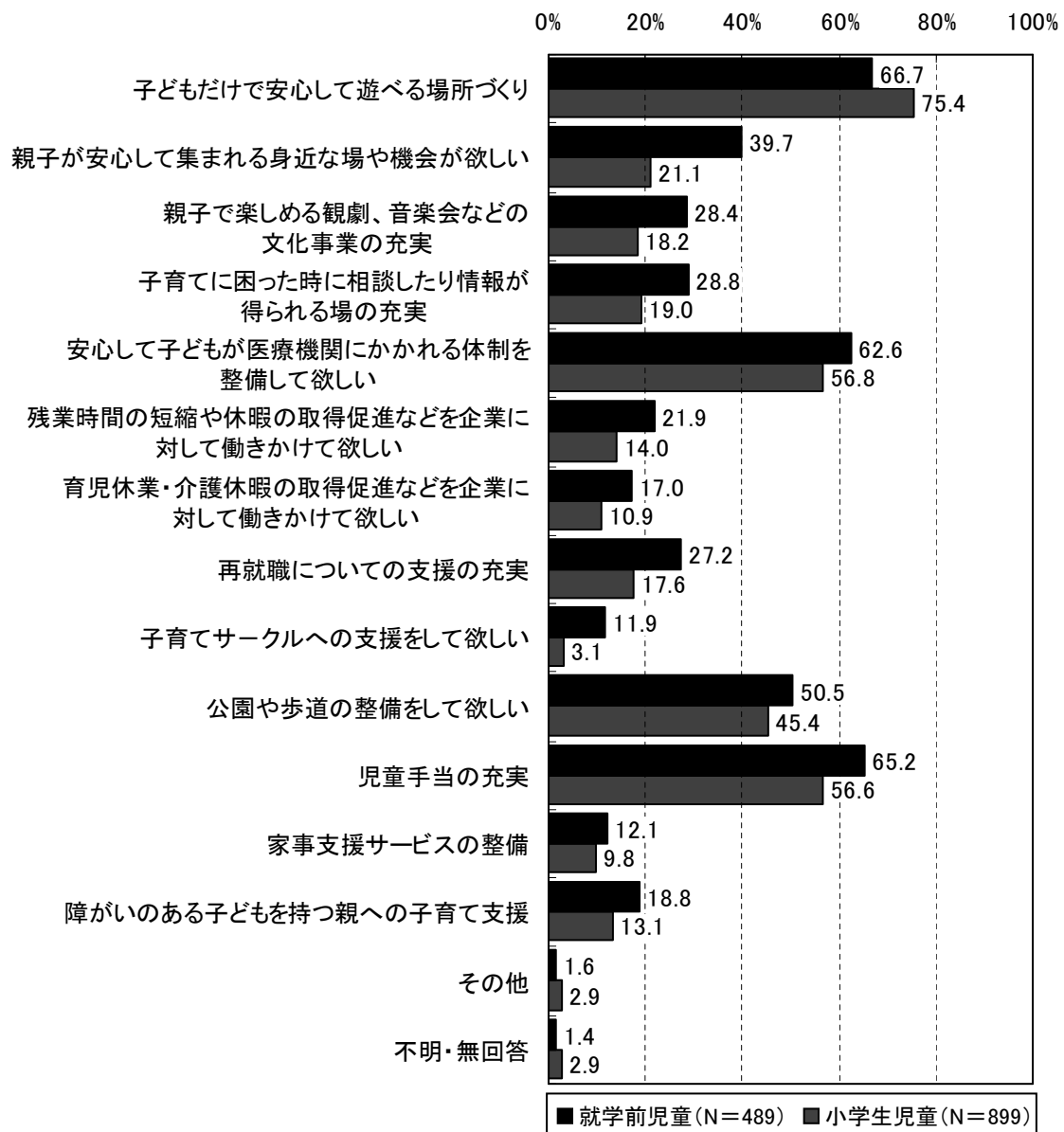


■課題：安全・安心な子育て環境づくり

子育て支援で力を入れてほしいことについて、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」や「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、「児童手当の充実」など、安全・安心な子育てに関することが高い割合となっています。

防犯面、医療面、経済面等、様々な面からの安全・安心な子育て環境づくりが求められています。

■子育て支援で力を入れてほしいこと



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

葛城にいだかれ 親も子ども笑顔で育つまちづくり

前期行動計画では子どもたちの笑顔や元気に遊ぶ姿を地域の「明るい未来」を感じさせる葛城市の大切な宝として位置づけ、地域全体で子どもや子育て家庭を温かく見守っていくことにより、子育てに関わるすべての人が笑顔で生活していくことのできるまちをめざして、基本理念を設定しています。

平成22年度から平成26年度までの5か年にかかる後期行動計画では、前期行動計画策定から現在までの間の社会情勢、また、今後予測される変化に対応しながら、前期行動計画から積み残した課題や新たな課題の解決に向けた計画とすることが必要です。

最終的な目標は、前期行動計画で掲げた「親も子ども笑顔」で子育てできることであり、後期行動計画においても、引き続きこれを基本理念として、様々な取り組みを進めていきます。

2. 計画の基本方針

後期行動計画の策定にあたり、子どもや子育て家庭が抱える新たな課題等を受け、前期行動計画の基本方針を踏まえ、追加・見直しを行い、効果的な計画推進を図ります。

(1) 子育てを支える環境づくり

すべての子育て家庭に対して、地域における様々な子育て支援サービスを充実するとともに、そのサービスが身近で利用しやすく、より有効なものとなるよう、ネットワークづくりを推進します。さらに、支援を必要とする家庭に対しても、きめ細かな取り組みを推進します。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けた、妊娠と安全な出産の確保、育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした、母親の妊娠期から子どもの思春期まで継続した支援を推進します。

(3) 子どもの生きる力を育む環境づくり

次代の担い手である子どもたちが、家庭や学校、地域において豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育むとともに、家庭を築き子どもを生き育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び育ち合うための学習の機会や場の整備を進めていきます。

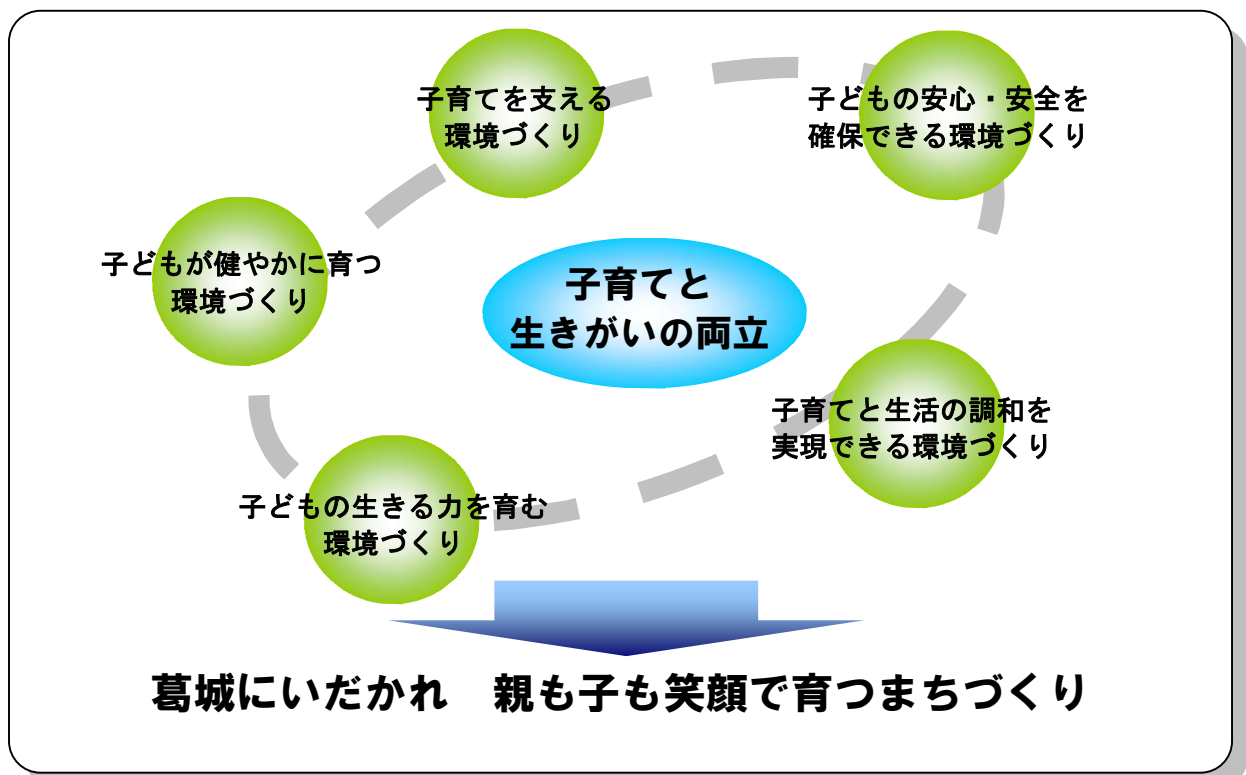
(4) 子育てと生活の調和を実現できる環境づくり

子育てに関するサービスを必要としているすべての人のために、多様で弾力的な保育サービス等の充実を図っていきます。また、職場・家庭・地域等のあらゆる分野において、固定的な男女の役割分担意識をなくし、ともに活躍できるようにするとともに、男女が子育てしやすい環境づくりを推進します。

(5) 子どもの安心・安全を確保できる環境づくり

子どもを安心して生き育てることができるような安全なまちにするために、保育所、幼稚園、学校、関係団体等との連携を強化するとともに、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。

■葛城市次世代育成支援後期行動計画の基本方針イメージ図



3. 計画の体系

葛城にいだかれ
親も子ども笑顔で育つまちづくり

1. 子育てを支える環境づくり

- (1) 保育サービスなどの充実
- (2) 地域で子育てを支える活動の促進
 - ① 保護者同士の交流の促進
 - ② 地域の子育て支援活動の促進
- (3) 子育て不安の軽減
 - ① 子育てに関する情報提供・相談体制の充実
 - ② 家庭教育への支援の充実
- (4) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援
 - ① ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ② 障がいのある子どもと保護者への支援
- (5) 子育てに関わる経済的負担の軽減

2. 子どもが健やかに育つ環境づくり

- (1) 親子の健康づくり
 - ① 出産・妊娠に関する支援の充実
 - ② 乳幼児の健康づくり支援の充実
- (2) 思春期の健康づくり
 - ① 健康教育の充実
 - ② 心身の健康づくりに関する相談・支援の充実
- (3) 小児医療の充実

3. 子どもの生きる力を育む環境づくり

- (1) 次代の親の育成
- (2) 教育環境の充実
 - ① 幼児教育の充実
 - ② 学校教育の充実
 - ③ 不登校や子どもの発達などに関する相談・支援の充実
- (3) 児童健全育成対策の充実
 - ① 子どもの居場所づくりの推進
 - ② 多様な体験活動の推進
 - ③ いじめ・非行などの問題行動や有害環境対策の強化

4. 子育てと生活の調和を実現できる環境づくり

- (1) 子育てと仕事の両立の推進
 - ① 子育てと仕事の両立に関する広報・啓発の推進
 - ② 子育てと仕事の両立支援のためのサービスの充実
- (2) 男女共同参画社会の実現
 - ① 男女がともに関わる子育てなどの推進
 - ② 男女共同参画の浸透

5. 子どもの安心・安全を確保できる環境づくり

- (1) 児童虐待の防止
- (2) 子どもの安全の確保
 - ① 交通安全対策の充実
 - ② 防犯対策の充実
- (3) 子育てに配慮した生活環境の整備
 - ① 安心して外出できる環境の整備
 - ② 安全な道路・交通環境の整備
 - ③ 子どもにやさしい住環境の整備

第2部 各論

第1章 施策の方向

1. 子育てを支える環境づくり

(1) 保育サービスなどの充実

現状と課題

近年、核家族化の進行や近隣関係が希薄化する中で、母親が育児不安を抱く傾向が増加しています。こうした状況の中で「育児の孤立化」が指摘されているとともに、共働きの家庭やひとり親家庭はもとより、専業主婦家庭や育児休業中の家庭など、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応した支援のための保育サービスなどの充実が求められています。

葛城市では、市内の保育所で通常保育、延長保育を実施しており、一時保育についても実施しています。ショートステイ事業については、委託により市外の施設でサービスを受けられる体制となっています。核家族化や共働き世帯の増加により、保育所の入所児童数は増加傾向となっており、特に低年齢児の入所が増加しています。

また、学童保育については、市内5か所で実施しており、利用者についても増加傾向となっています。

今後の方向性

子育て中の親が孤立することのないように、また子育てと生活の調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズに対応しながら、保育サービスなど各種の子育て支援サービスを継続的に実施していきます。

主な取り組み

取り組み	内容と今後の方向	担当課
通常保育事業	保護者の就労等の理由により、十分に保育を受けることができない0歳から就学前児童（5歳児）を対象として、保育を行います。 共働き家庭の増加を踏まえながら、通常保育事業を継続して実施します。	子育て福祉課
延長保育事業	就労形態の多様化や勤務時間など、保護者の状況に応じた保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常保育時間を延長し、保育を行います。 保護者からの実施要望も多く、ワーク・ライフ・バランスの観点からも必要性が高いと考えられるため、延長保育事業を継続して実施します。	子育て福祉課

※担当課については、平成22年4月に予定している機構改革を反映した課名を記載しています。

主な取り組み

取り組み	内容と今後の方向	担当課
一時預かり事業	冠婚葬祭や保護者の入院、育児疲れ等により、一時的に保育を必要とする未就園児の保育を行います。 現在、公立1か所、私立1か所の保育所で行っており、継続してサービス提供の円滑化に努めます。	子育て福祉課
放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者の就労等により、昼間家にいない家庭における小学生児童に対し、授業終了後に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成に努める事業を行います。 市内で児童館や空き教室を活用して実施しており、新庄学童では、施設の新設を行っています。 今後は、定数の見直し等を行いながら、事業を継続して実施します。	子育て福祉課
子育て短期支援事業（短期入所生活援助・夜間養護）	保護者が病気等の理由で家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合や、何らかの理由で緊急に保護が必要となった場合に、児童福祉施設などで一定期間養育・保育を行います。 市内には、実施している事業者がないため、他市町の児童福祉施設との連携を図り、サービスが必要となった場合にスムーズに対応できる体制づくりに努めます。	子育て福祉課
保育所施設の整備	公立、私立ともに、老朽化等に対応するため、必要に応じて保育所施設の整備を行っています。 保育所の統廃合を視野に入れた、保育所の建替えを進め、身近な場所で充実した保育サービスを受けることができるよう、各保育所施設の整備を進めます。	子育て福祉課
保育サービスに関する情報提供	子育て福祉課において、保育サービスに関する情報を一元的に管理し、幅広く市民に提供しています。 今後も市ホームページや広報誌等を活用しながら、保育サービス等の情報を発信します。	子育て福祉課
保育に関わる人材の資質向上	保育に関わる人材の育成・資質の向上、保育内容の充実のため、各種職員研修を行います。 各保育所との連携を図りながら、積極的な参加を促します。	子育て福祉課

(2) 地域で子育てを支える活動の促進

現状と課題

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを地域で支えていくためには、子育てに関わるサークルやボランティアなどの団体による活動を支援し、地域全体で子育てをサポートしていく仕組みづくりが求められています。さらに、こうした仕組みを活用して、地域の子育て支援の推進を図り、次世代育成の環境を整備することが必要です。

現在、子育て支援センターや児童館において、つどいの広場・年齢別つどい（1歳児・2歳児）、3歳児を対象としたキダーランドなど、子育てサークルの活動も含め、様々な取り組みが行われています。つどいの広場においては、地域の高齢者でつくる童謡クラブや市内おはなし会が親子に関わってくれています。また、平成21年4月より、ファミリー・サポート・クラブがスタートしており、地域における子育て支援の充実を図っています。

今後の方向性

地域の協力を得て、児童が遊びや学習、様々な社会体験、地域住民との世代間交流活動を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進するとともに、こうした活動をリードする人材の育成に取り組んでいきます。

主な取り組み

① 保護者同士の交流の促進

取り組み	内容と今後の方向	担当課
子育てサークルの育成・支援	各種子育て教室などを活用して、子育てサークルの育成を図ります。また、子育てサークルにおける活動内容の情報提供や活動場所の提供、サークル同士のネットワークづくりなどの活動支援を行います。 今後は現在サークル活動をしている方が子育ての先輩として、後輩の子育て支援につながっていくよう、支援します。	子育て福祉課
子どもに関する団体の育成・支援	子ども会やPTA活動などの社会教育団体を支援し、保護者同士の交流の促進を図ります。	生涯学習課

主な取り組み

取り組み	内容と今後の方向	担当課
子育て支援センター事業の充実	<p>地域の子育て支援の拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援などを行う子育て支援センター事業を推進します。</p> <p>市内1か所に設置しており、つどいの広場や年齢別つどい（1歳児・2歳児）を実施し、未就園児とその保護者を対象に子育て支援を行います。また、集団経験の必要性に伴う支援として、3歳児とその保護者を対象に子育て教室を実施します。</p> <p>現在の子育て支援センターは、規模や立地等の問題があり、すべての未就園児親子が利用できないため、つどいの広場、年齢別つどいは、磐城・當麻児童館で実施しています。今後、増設等について検討します。</p> <p>また、つどいの広場、年齢別つどいなどに参加している親同士がつながり、サークルづくりなどにつながるよう、支援します。</p>	子育て福祉課
保育所の地域開放の支援	<p>就学前児童とその保護者に対し、市内6か所の保育所施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談の場を提供します。</p> <p>子どもが安心して遊べる場所や、子育てについて気軽に相談できる場の確保が求められており、子育て支援の一環として継続して実施します。</p>	子育て福祉課

② 地域の子育て支援活動の促進

取り組み	内容と今後の方向	担当課
地域の子育て意識の啓発	<p>市広報誌に子育て支援コーナーをつくり、子育てに関する事や子育て支援情報等を掲載することで市民に周知するとともに、地域における子育て支援の協力者として呼びかけます。</p> <p>子育て支援情報の提供を継続して実施し、地域ぐるみで子育てができるよう、啓発を進めます。</p>	子育て福祉課
子育て支援に関する講演会の開催	<p>市民の子育て支援意識の高揚のため、各種講演会等の開催を検討し、参加を呼びかけます。</p>	子育て福祉課
ファミリー・サポート・クラブの推進	<p>子どもが健やかに育ち、子育てをしている人が、安心して生活できる環境づくりのため、子育ての助けをしてほしい人（利用会員）と子育てのお手伝いができる人（援助会員）がそれぞれ会員になり、相互に助け合っていく組織として、事業を推進します。</p>	子育て福祉課

取り組み	内容と今後の方向	担当課
子育て支援ボランティアの育成・支援	子育てボランティアがつどいの広場等の子育て支援事業に参加し、親子に関わってくれています。今後も親子へのアドバイスなどを支援してもらうとともに、支援するための情報の発信に努めます。	子育て福祉課

(3) 子育て不安の軽減

現状と課題

核家族化の進行などにより、身近に子育てについて相談できる相手がいない子育て家庭の増加がうかがえます。インターネット等の普及により、誰もが子育てに関する様々な情報を容易に手に入れることができるようになったものの、一方ですべてが正しい情報かどうか判断することが困難となっています。こうした状況の中で、身近な地域において気軽に相談できる場の確保が求められています。

葛城市では、各種健診時等において子育てサークルや子育て支援事業などの情報提供、保育所の地域開放時や子育て支援センターにおける相談、子育て情報誌「かつらぎっこ」、市広報誌、市ホームページ等を通じた子育て情報の提供を行っています。

また、家庭教育への支援として、PTAとの連携により、各学校・幼稚園単位で子育て教室や講演会を実施しています。

今後の方向性

身近なところで子育てについて相談できるよう、子育て支援センター等、様々な場所での相談や情報提供を行うとともに、各種教室や講演会等を実施することにより、家庭教育への支援の充実を図り、保護者の育児不安の軽減を図ります。

主な取り組み

① 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

取り組み	内容と今後の方向	担当課
子育て支援センターにおける情報提供・相談体制の充実	地域の子育て情報、相談体制の拠点として子育て支援センターの充実を図ります。 より身近な地域での相談が可能となるよう、設置場所数の増設を目指します。	子育て福祉課
保育所の地域開放の支援（再掲）	就学前児童とその保護者に対し、市内6か所の保育所施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談の場を提供します。 子どもが安心して遊べる場所や、子育てについて気軽に相談できる場の確保が求められており、子育て支援の一環として継続して実施します。	子育て福祉課
子育て関連情報の提供	就園までの子育て支援についての情報誌「かつらぎっこ」を発行し、配布します。 また、市広報誌に子育て支援コーナーをつくり、子育て情報や子育て支援事業等の内容を掲載します。 市ホームページに子育て支援事業や日程、子育て情報等を掲載して、周知を図ります。	子育て福祉課

取り組み	内容と今後の方向	担当課
子育て講演会の実施	子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するため、子育て中の保護者を対象として、子育てに関する講演会を実施します。	子育て福祉課
各種子育て相談事業の実施	保健・福祉・教育などに関する行政の窓口をはじめ、保育所や児童館など、関係機関において、電話や窓口などで、子育て相談に対応します。 また、つどいの広場や年齢別つどいにおいて保育士がアドバイス等を行います。	子育て福祉課
健康相談・子育てに関する情報提供	乳幼児健康相談を実施するとともに、各種健診や教室等の場を活用して、子育て支援事業を紹介するなど、母子保健事業との連携を図ります。	健康増進課
子育て支援団体のネットワーク化の支援	市内の子育て支援に関する団体について、情報を把握するとともに、それぞれの団体間のネットワーク化の支援に努めます。	子育て福祉課

② 家庭教育への支援の充実

取り組み	内容と今後の方向	担当課
各種子育て教室の開催	各年齢による親子の交流や、子育て不安の軽減を図るため、1歳児、2歳児の年齢別つどいを毎月1回、3歳児子育て教室を月2回実施し、親同士、子ども同士のつながる基盤をつくります。	子育て福祉課
家庭教育に関する講座や講演会の実施	P T Aとの連携を図りながら、各学校、幼稚園単位で家庭教育に関する講座や講演会を実施します。	生涯学習課
家庭教育に関する情報提供及び支援	各学校、幼稚園単位で、通信文を利用して家庭教育に関する情報提供を行います。 また幼稚園では、保育活動に保護者の参加を求めるとともに、それを機会に家庭教育のあり方を学んでいただくよう配慮しています。未就園児とその保護者を幼稚園に招いての取り組みを情報提供や支援の機会としています。	生涯学習課

(4) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

現状と課題

核家族化の進行やひとり親家庭の増加などにより、育児の孤立化や育児不安の増大などが懸念される中、要支援家庭などへの対応はますます重要になっており、要支援児童、要支援家庭への支援体制の確立をはじめ、各種手当や助成制度の安定的な維持継続に努めることが大切です。

また、障がいのある子どもや発達障がい児への対応など、きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援の充実が求められています。

葛城市においては、児童扶養手当の支給や母子医療費助成制度の実施、ひとり親家庭などに対する相談事業等、各種支援に取り組んでいます。また、障がいのある子ども等については、自立と社会参加の促進に向けた各種事業を実施するとともに、広域で設置する自立支援協議会など支援体制の整備に努めています。

今後の方向性

今後も、個々の家庭の状況に応じた自立支援、就業支援、生活支援などを行っていきます。

また、障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行い、障がいのある子どもや発達障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

主な取り組み

① ひとり親家庭の自立支援の推進

取り組み	内容と今後の方向	担当課
児童扶養手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある母子家庭の母親などを対象に、一定の条件のもと、手当を支給します。	子育て福祉課
母子医療費助成制度の実施	18歳未満の児童を養育する母子家庭の母親と、その児童、父母のいない18歳未満の児童及び父母のいない児童を現に養育している配偶者のない女子、または婚姻したことのない女子を対象に一定の条件のもと、医療費の一部を助成します。	保険課

取り組み	内容と今後の方向	担当課
ひとり親家庭などに対する相談事業の実施	地域において、保健師、民生委員、家庭相談員、児童支援員による相談支援、助言・指導を行います。	子育て福祉課
母子生活支援施設の活用	母子生活支援施設において、母子家庭の母親と児童をともに保護し、生活や就職などの自立に向けた支援を行います。 現在、市内には該当する施設がないため、必要に応じ、他市町の施設を紹介します。	子育て福祉課
母子・寡婦福祉資金の貸付（県事業）	母子家庭・寡婦家庭に対して、技能修得や就職支度に関する資金をはじめとする各種資金の貸付を行っています。	子育て福祉課

② 障がいのある子どもと保護者への支援

取り組み	内容と今後の方向	担当課
障がい者計画の推進	平成 19 年3月策定の「葛城市障がい者計画及び第1期障がい福祉計画」、平成 21 年3月策定の「葛城市第2期障がい福祉計画」に基づき、障がい者に関する施策を推進します。また、改訂の必要が生じた場合は、柔軟に対応します。	社会福祉課
相談支援の充実	障がいのある子どもの保育や教育、障がい福祉サービスの利用や各種手当・助成制度についての相談に対応します。	子育て福祉課 学校教育課 社会福祉課
障がい児保育の推進	「ともに育つ」という視点のもと、きめ細かく対応し、それぞれの個性を伸ばすことができるよう、保育士の加配をするなど、障がい児保育の推進を図ります。	子育て福祉課
特別支援教育の推進	臨床心理発達士、臨床心理士が幼稚園・小学校を巡回指導・支援します。また、幼稚園・小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな指導、支援を展開します。	学校教育課
障がい福祉サービスの提供	障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するため、居宅介護、短期入所、児童デイサービス等の障がい福祉サービス、移動支援等の地域生活支援事業を提供します。	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給	身体または精神に一定の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している人に対して手当を支給します。	子育て福祉課
発達障がいの早期発見、早期対応	各種健診や教室等の場を活用し、発達障がいの早期発見・早期対応に努めます。	子育て福祉課 健康増進課

(5) 子育てに関わる経済的負担の軽減

現状と課題

子育てに関する経済的負担は、不安定な社会経済状況の中で多くの子育て家庭にとって課題となっています。アンケート調査の結果などからも、子どもの養育費や教育費の負担感が挙げられています。

葛城市においては、児童手当の支給や乳幼児医療費の助成等、制度に準じて経済的負担の軽減を図っています。乳幼児医療費については、平成21年4月より小学校就学児童の入院、歯科及び歯科調剤に限って医療費の一部を助成するかたちとなり、対象者を拡大しています。

今後の方向性

安心して子どもを生み育てるためには、生活の経済的な安定が必要です。今後も、子育て家庭に対する各種手当の支給を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めていきます。

主な取り組み

取り組み	内容と今後の方向	担当課
児童手当の支給	児童の健やかな育成を図るため、児童手当法により、一定条件のもと、小学校6年生までの保護者に対して支給します。 また、国の制度改正等に柔軟に対応します。	子育て福祉課
乳幼児医療費の助成	小学校就学前の乳幼児を持つ保護者に対し、医療費の助成を行います。小学校就学児童についても入院、歯科・歯科調剤に限り医療費の一部の助成を行います。	保険課
母子医療費助成制度の実施（再掲）	18歳未満の児童を養育する母子家庭の母親とその児童、父母のいない18歳未満の児童及び父母のいない児童を現に養育している配偶者のない女子、または婚姻したことのない女子を対象に一定の条件のもと、医療費の一部を助成します。	保険課
児童扶養手当の支給（再掲）	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある母子家庭の母親などを対象に、一定の条件のもと、手当を支給します。	子育て福祉課
特別児童扶養手当の支給（再掲）	身体または精神に一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している人に対して手当を支給します。	子育て福祉課

2. 子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 親子の健康づくり

現状と課題

母親の妊娠期・出産期に親子の健康を確保し、子どもが健やかに育つ基礎である良好な家庭環境を維持するため、妊産婦に対する支援や各種健診等を受診できる体制づくりが必要です。

葛城市においては、妊娠・出産に関する各種教室の開催や妊娠中から、出産後のフォローまで、支援に努めています。また、乳幼児の健康づくりについては、母子健康手帳交付時からの関わりを持って、乳幼児健康診査の受診などを促進しています。乳幼児健康診査の受診率は8～9割以上となっており、乳幼児の健康づくりに取り組んでいます。

今後の方向性

妊産婦への訪問、各種健診、相談等を継続して実施するとともに、適切な情報の提供や、指導・相談者の資質向上を図り、母子の健康を心と身体の両方から支える体制づくりに努めます。

主な取り組み

① 出産・妊娠に関する支援の充実

取り組み	内容と今後の方向	担当課
母子健康手帳配布時の保健指導の推進	妊娠届の際に、母子健康手帳を保健師の手から配布し、妊娠中の生活等の保健指導を行い、不安の解消に努めるとともに、保健師との関係性を築きながら安全な出産につなげていきます。 また、必要に応じ、その後のフォローアップに努めます。	健康増進課
妊産婦・新生児訪問事業の充実	妊産婦・新生児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、妊娠・出産や子育てに関する相談や指導・助言を行います。	健康増進課
妊娠・出産に関する各種教室の開催	妊娠・出産や子育てに関する理解を深め、子育ての喜びを実感できるよう、ペアレンツクラブなどにおいて、保健師、栄養士、助産師が安心安全なお産に向けた支援・助言を行うとともに、父親の育児参加を促進します。	健康増進課

② 乳幼児の健康づくり支援の充実

取り組み	内容と今後の方向	担当課
乳幼児健康診査の充実	<p>乳幼児の健全な発達・発育を促進するため、年齢に応じた健診を行います。未受診者対策として、電話や手紙で把握するとともに、受診勧奨に努めます。</p> <p>また、健診時のアンケートや問診時に産後うつ等の早期発見に努め、育児ストレスの解消、虐待の防止に努めます。</p>	健康増進課
予防接種の充実	<p>ポリオや麻疹（はしか）などの各種感染症の予防のため、予防接種を行います。また、特にBCG予防接種は接種期間が短いため、未接種者には健診時等を通じて接種勧奨を行っています。</p>	健康増進課
乳幼児訪問の充実	<p>健診や健康相談を行うなかで、継続的なフォローが必要な保護者・乳幼児に対し、状況に応じて訪問を行います。</p>	健康増進課
乳幼児の健康づくりに関する各種相談の実施	<p>乳幼児の健康管理や発達・発育、子育てなどの育児に関する相談に対応し、不安の解消に努め、母性の確立を支援します。</p>	健康増進課
家庭における食育の推進	<p>保護者と子どもの食に対する関心と理解を深め、食品を見分ける力や食を営む力を培うため、妊娠中、出産後、乳幼児健診等の機会を活用し、食育の推進を図ります。</p>	健康増進課
事故防止対策などの充実	<p>乳幼児突然死症候群の予防や子どもの事故防止のため、健診時に事故防止のパンフレットの配布など、情報提供や啓発活動を進めます。</p>	健康増進課
療育教室の開催	<p>幼児健診や相談を通じ、発達について経過観察が必要な子どもや母親への支援が必要な方に、週1回3か月間母子の交流・遊びを通しての療育の教室を開催します。</p>	健康増進課

(2) 思春期の健康づくり

現状と課題

思春期は子どもから大人への過渡期であり、身体の成長に比べて精神的・社会的に未熟な面もあり、様々な問題が生じやすい時期と言えます。

近年、望まぬ妊娠や人工妊娠中絶、性感染症の増加、薬物乱用、喫煙・飲酒、不規則な食習慣や過剰なダイエットなど、思春期の子どもの健康に関する様々な問題が全国的に指摘されており、家庭、学校、地域の連携が求められています。

また、いじめや不登校、問題行動への適切な対応を行っていく必要があります。

葛城市においては、小学校での喫煙に関する健康教育、小中学校に食育推進委員会が設置されました。学校において性教育等を行っているほか、保護者に対しては、保健室だより等で思春期に関する情報提供を行っています。

また、教育相談室、適応指導教室、スクールカウンセラーを設置しており、思春期における悩みや様々な問題への対応を図っています。

今後の方向性

子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、思春期の子どもたちが抱える悩みの原因や内容も複雑化しているため、関係機関と連携しながら、正しい知識の普及啓発を行っていきます。

また、いじめや不登校、非行防止への対策として、気軽に相談できる場の確保に努めます。

主な取り組み

① 健康教育の充実

取り組み	内容と今後の方向	担当課
食育の推進	平成 19 年度に、各小・中学校に食育推進委員会を設置しました。中学校では郷土料理の調理実習を行うなど、食文化にふれたり食について考えたりする機会を提供しており、今後も先進地の事例等を参考にしながら、食育を推進します。	学校教育課
心と身体を養う豊かな給食の推進	子どもの身体の健全な発達のため、郷土料理や地産地消を取り入れながら、安全で栄養バランスの良いおいしい給食を提供します。	給食センター

取り組み	内容と今後の方向	担当課
思春期に関する教育と啓発	思春期を迎える児童・生徒に対し、「生」と「命」に関わる指導を行い、保護者に対しては「保健室だより」等により啓発に努めます。	学校教育課
健康教育・保健指導の充実	養護教諭が中心となり、保健師との連携を図りながら、食事や睡眠などの生活習慣づくりや、性教育、飲酒・喫煙・薬物乱用の害についての正しい知識の普及に努めます。	学校教育課 健康増進課

② 心身の健康づくりに関する相談・支援の充実

取り組み	内容と今後の方向	担当課
カウンセリング機能の充実	適応指導教室（ふたかみ教室）や教育相談室、スクールカウンセラーについて、機会を捉え保護者への周知に努めます。発達障がい等への対応のため、関係機関との連携を強化します。 また、教育相談室とスクールカウンセラーとの連携を図ることにより、きめ細かな支援に努めます。	学校教育課
心身の健康づくりにむけた保護者との連携	学校保健会等の取り組みを通して、児童・生徒及び保護者に対し、心身の健康づくりについて啓発活動に努めます。	学校教育課

(3) 小児医療の充実

現状と課題

小児医療は他の診療科に比べて人手がかかり、激務であることなどから、全国的に小児科医をめざす医師が減少傾向にあり、小児科医の不足や地域偏在が課題となっています。こうした中、小児医療体制の整備をはじめ、子どもの健康管理、疾病予防に関して、いつでも気軽に相談できるかかりつけ医の普及など、小児医療体制の充実を図ることが求められています。

葛城市においては、乳幼児健診の問診票に「かかりつけ医を持っているか？」という質問を入れており、できるだけ小児科のかかりつけ医を持つように指導しています。

今後の方向性

子どもの病気や事故等は、急激な変化から命に関わることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。

関係機関と連携を取り、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障がいの早期発見に取り組んでいきます。

主な取り組み

取り組み	内容と今後の方向	担当課
かかりつけ医づくりの推進	子どもの健康管理のため、乳幼児健診の問診票に「かかりつけ医を持っているか？」という設問を入れるなど、身近にかかりつけ医を持つことの大切さを啓発・指導します。	健康増進課
小児医療体制の充実	近隣市町村や医師会などとの連携を強化し、小児救急医療体制の確保を呼びかけます。	健康増進課

3. 子どもの生きる力を育む環境づくり

(1) 次代の親の育成

現状と課題

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものです。

しかし、近年の社会環境の変化の中、保護者が子育てに自信が持てなかったり、自覚や責任感に欠けたりする状況が見られるなど、家庭における養育機能が低下しています。

家庭教育が重要であるという認識を地域全体が共通の課題として持ち、子育て家庭やこれから親となる人への意識啓発が重要です。

葛城市では、つどいの広場において、中学生を対象とした「乳幼児と中学生の出会いふれあい交流会」を実施しており、中学生にとって、子どもを大切に思う気持ちを育む貴重な体験の場となっています。平成21年の出会いふれあい交流会において実施したアンケート結果では、小さな子どもと「ふれあう機会がない」と回答した生徒が1割以上いましたが、ふれあい交流会に参加したことで、小さい子と一緒に過ごすのは楽しいと感じてくれたようです。今後もこのような体験活動を継続していく必要性が高いと考えられます。

今後の方向性

次代を担う子どもたちが、子どもを生み育てることの意義や家庭の大切さを理解できるよう、思春期保健についての知識の普及啓発や乳幼児とふれあう機会の拡大を進めていきます。

主な取り組み

取り組み	内容と今後の方向	担当課
乳幼児との交流事業	中学生1年生全員を対象とした、「乳幼児と出会いふれあい交流」を通じて赤ちゃんとのふれあいの機会を提供します。	子育て福祉課
子どもを大切に思う気持ちを育む教育	「乳幼児と出会いふれあい交流」などを通じ、将来の父親・母親になる世代に子どもを大切に思う気持ちを育む教育を行います。	子育て福祉課 学校教育課

(2) 教育環境の充実

現状と課題

近年の経済情勢の変化は、就職率や終身雇用にも大きな影響を与えており、子どもが将来に夢や希望を持ちにくくなるなど、学習意欲の低下が指摘されており、学校教育に対するニーズは、ますます複雑化・多様化しています。このような状況の中で、時代の変化に対応できる子どもを育むため、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成していくことが学校教育の重要な課題となっています。

今後の方向性

子どもを個性豊かに育むには、学校だけでなく、家庭や地域も含めた地域社会全体で関わっていく必要があります。

家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭の悩みに応じたきめ細かな相談・支援体制の確立、子どもと地域の交流活動等を推進します。

主な取り組み

① 幼児教育の充実

取り組み	内容と今後の方向	担当課
幼稚園研修の実施	幼稚園教諭の資質向上のため、講師を招いての園内研修や園外に出向いての研修など、研修の充実を図ります。	学校教育課
幼保小合同研修の実施	幼保小の連携を図るため、市内で先行して行った調査研究の結果を活用しながら、連携・交流を強化します。	学校教育課

② 学校教育の充実

取り組み	内容と今後の方向	担当課
基礎学力の向上	これまで文部科学省の研究指定を受け、国語科教育研究に取り組むなど、教職員の資質の向上に努めてきました。今後も研修・研究を促進することで指導力の向上に努め、子どもたちの基礎学力の向上を図ります。	学校教育課
特色ある学校づくり	地域の人々との交流を通して、地域に親しみ地域を愛する子どもたちを育てます。	学校教育課
人権や道徳を重視した教育の推進	子どもの人権尊重に最重点を置き、いじめや差別を生じさせないよう、葛城市人権教育研究会の活動を中心として、各園・校での人権教育・道徳教育に取り組めます。	学校教育課
福祉教育の推進	高齢者との交流や清掃活動などを通じ、思いやりや助け合いなど福祉の心を醸成する福祉教育を推進します。また、特別支援学校の児童・生徒との交流を図ります。	学校教育課
国際理解教育の推進	外国語指導助手による英語教育を実施するとともに、平成 23 年度からの小学校での英語教育完全実施に向けて、幼稚園、中学校との接続を踏まえたオリジナルカリキュラムを策定し、継続性のある英語教育を推進します。	学校教育課
学校施設の整備充実	児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、耐震化等、計画的な整備に努めます。	教育総務課

③ 不登校や子どもの発達などに関する相談・支援の充実

取り組み	内容と今後の方向	担当課
不登校などへの対策の充実	子ども一人ひとりの思いに寄り添い、不登校に陥らないようきめ細かな指導の充実を図ります。 また、適応指導教室（ふたかみ教室）において不登校児童・生徒を受け入れ、自立を目指した教育・支援を行います。	学校教育課
カウンセリング機能の充実（再掲）	適応指導教室（ふたかみ教室）や教育相談室、スクールカウンセラーについて、機会を捉え保護者への周知に努めます。発達障がい等への対応のため、関係機関との連携を強化します。 また、教育相談室とスクールカウンセラーとの連携を図ることにより、きめ細かな支援に努めます。	学校教育課

(3) 児童健全育成対策の充実

現状と課題

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長していくため、安全な場所で楽しく遊んだり学んだりすることができる場づくり、様々な体験をすることができる機会づくりが求められています。

また、性や暴力等に関する過激な内容の雑誌やビデオ、ゲームソフト等が容易に入手できる環境や、テレビ、インターネット、携帯電話等での有害情報、ネット上のいじめについて、子どもに対する悪影響が懸念されています。

葛城市においては、小学校の空き教室を利用した学童保育所や公民館等における居場所づくり、スポーツ少年団やボーイスカウト、ガールスカウト等の活動など、文化活動やスポーツ活動が行われています。いじめ・非行、有害情報対策としては、各種相談支援や講演会等の開催、有害環境浄化活動など、関係機関との連携のもとで行っています。

今後の方向性

子どもが安心して、安全に過ごすことができる居場所を確保するとともに、芸術・文化活動、スポーツ活動、体験活動などによって、心身ともに健やかに成長できる環境づくりを行います。

また、関係機関と連携しながら、有害情報等から子どもを守る環境づくりを進めていきます。

主な取り組み

① 子どもの居場所づくりの推進

取り組み	内容と今後の方向	担当課
地域の遊び場の整備	子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、親同士の自由な交流の場となる遊び場の整備に努めます。	都市計画課
学校施設の開放	スポーツ少年団等への体育館やグラウンドの貸し出し等、学校施設を地域に開放します。	学校教育課

② 多様な体験活動の推進

取り組み	内容と今後の方向	担当課
様々な体験活動の実施	様々な自然体験・スポーツの機会や場を通じて、子どもが主体的に生活でき、ふるさと「葛城」への誇りや、お互いが理解しあうことができる地域環境を活かした体験活動を推進します。	生涯学習課
指導ボランティアの育成	生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者となるボランティアの育成を図ります。	生涯学習課
芸術・文化活動の促進	小学生対象の演奏会の開催や小・中学生が中心となった「子ども太鼓」の伝統芸能の伝承活動をはじめ、世代間交流を図る中で子どもたちが芸術・文化活動にふれる機会をつくります。	生涯学習課

③ いじめ・非行などの問題行動や有害環境対策の強化

取り組み	内容と今後の方向	担当課
青少年育成に関する啓発	奈良県青少年健全育成推進協議会、青少年育成奈良県民会議などの関係団体との連携のもと、青少年健全育成に関する講演会やシンポジウムを開催します。	生涯学習課
有害環境浄化活動の実施	関係団体との連携のもと、商業施設における有害図書や看板など、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に努めます。 また、インターネット、携帯電話等による有害サイトへの接続防止など、情報モラル教育を徹底します。	生涯学習課 学校教育課
カウンセリング機能の充実（再掲）	適応指導教室（ふたかみ教室）や教育相談室、スクールカウンセラーについて、機会を捉え保護者への周知に努めます。発達障がい等への対応のため、関係機関との連携を強化します。 また、教育相談室とスクールカウンセラーとの連携を図ることにより、きめ細かな支援に努めます。	学校教育課
思春期に関する教育と啓発（再掲）	思春期を迎える児童・生徒に対し、「生」と「命」に関わる指導を行い、保護者に対しては「保健室だより」等により啓発に努めます。	学校教育課
子ども・若者支援の展開	義務教育修了者を含め、子どもたちの社会自立を目指した相談・支援活動を充実させます。	生涯学習課 学校教育課

4. 子育てと生活の調和を実現できる環境づくり

(1) 子育てと仕事の両立の推進

現状と課題

共働き家庭が増加していく傾向の中、男性の家庭内での育児に関する役割は大きくなっています。育児が母親任せになれば、母親がストレスをためこむ原因にもなるため、男性の家事や育児への参加をはじめ、仕事と家庭生活の調和に向けた啓発を行っていくことが大切です。

そのため、男性の育児休暇の取得を増やすことや保育サービスの充実等、子育てと仕事の両立支援が求められています。

葛城市では、平成21年からファミリー・サポート・クラブ事業を開始しており、子育て中の親が安心して仕事ができる環境づくりに取り組んでいます。

今後の方向性

仕事をしながら子育てする親を取り巻く課題の1つとして、子育てに十分時間を取れない状況があります。ライフステージに応じた多様な働き方を選べるよう、保育サービスの充実、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを企業に要請していくなど、子育てと仕事の両立に関する体制の充実に努めます。

主な取り組み

① 子育てと仕事の両立に関する広報・啓発の推進

取り組み	内容と今後の方向	担当課
ワーク・ライフ・バランスの促進	子育てと仕事の両立の価値が、家族や企業、地域内において認識されるよう、様々な機会を捉え、周知・啓発に努め、ワーク・ライフ・バランスを促進します。	人権政策課

② 子育てと仕事の両立支援のためのサービスの充実

取り組み	内容と今後の方向	担当課
ファミリー・サポート・クラブの推進（再掲）	<p>子どもが健やかに育ち、子育てをしている人が、安心して生活できる環境づくりのため、子育ての助けをしてほしい人（利用会員）と子育てのお手伝いができる人（援助会員）がそれぞれ会員になり、相互に助け合っていく組織として、事業を推進します。</p>	子育て福祉課
通常保育事業（再掲）	<p>保護者の就労等の理由により、十分に保育を受けることができない0歳から就学前児童（5歳児）を対象として、保育を行います。</p> <p>共働き家庭の増加を踏まえながら、通常保育事業を継続して実施します。</p>	子育て福祉課
延長保育事業（再掲）	<p>就労形態の多様化や勤務時間など、保護者の状況に応じた保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常保育時間を延長し、保育を行います。</p> <p>保護者からの実施要望も多く、ワーク・ライフ・バランスの観点からも必要性が高いと考えられるため、延長保育事業を継続して実施します。</p>	子育て福祉課
放課後児童健全育成事業（学童保育）（再掲）	<p>保護者の就労等により、昼間家にいない家庭における小学生児童に対し、授業終了後に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成に努める事業を行います。</p> <p>市内の5か所で児童館や空き教室を活用して実施しており、新庄学童では、施設の新設を行っています。</p> <p>今後は、定数の見直し等を行いながら、事業を継続して実施します。</p>	子育て福祉課
子育て短期支援事業（短期入所生活援助・夜間養護）（再掲）	<p>保護者が病気等の理由で家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合や、何らかの理由で緊急に保護が必要となった場合に、児童福祉施設などで一定期間養育・保育を行います。</p> <p>市内には、実施している事業者がないため、他市町の児童福祉施設との連携を図り、サービスが必要となった場合にスムーズに対応できる体制づくりに努めます。</p>	子育て福祉課
女性の再就職の支援	<p>ハローワーク等と連携しながら、マザーズサロン等、女性の再就職に向けた情報の提供に努めます。</p>	人権政策課

(2) 男女共同参画社会の実現

現状と課題

男女共同参画という考え方は社会に浸透しつつあるものの、依然として男女の固定的役割分担が残っているのが現状です。特に子育てについては、母親の負担が大きく、子どもを持つ女性の就労が困難な状況も見られ、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、男性の協力や理解が不可欠となっています。

葛城市においては、平成 21 年に葛城市男女共同参画基本計画を策定しており、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

今後の方向性

父親に対する育児についての講習会やセミナー等を開催し、男性の子育て意識を高めるとともに、男女共同による家事・育児を促進します。

主な取り組み

① 男女がともに関わる子育てなどの推進

取り組み	内容と今後の方向	担当課
学校教育における男女共同参画教育の推進	小・中学校において、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、男女共同参画に関わる教育を推進します。	学校教育課
男女がともに関わる子育ての啓発の推進	男女が協力して家庭を築くことなども踏まえ、各種子育て教室・講演会、広報誌への掲載や研修会などを実施します。	子育て福祉課
男性の育児参加の促進	男性が積極的に子育てに参加するよう、各種教室や研修等を実施し、参加を促します。	子育て福祉課

② 男女共同参画の浸透

取り組み	内容と今後の方向	担当課
男女共同参画社会の広報・啓発	様々な機会を捉え、家庭・企業・地域における周知・啓発に努め、男女共同参画社会の実現を目指します。	人権政策課
固定的な性別役割分担意識の解消	「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担については薄れつつあるものの、互いに協力しながらさらなる男女共同参画を目指します。	人権政策課

5. 子どもの安心・安全を確保できる環境づくり

(1) 児童虐待の防止

現状と課題

全国的に児童虐待に関する事件が発生しており、育児の孤立化や育児不安の増大などの影響がうかがえます。

児童虐待が発生することがないように、地域における見守りや気軽に相談できる場の確保が求められているとともに、万が一発生した場合においても、早期に発見し、適切な対応を図ることができる体制の整備が求められています。

平成19年から虐待等防止ネットワークを設置しており、代表者会議、実務者会議、必要に応じてケース会議を開催しています。

今後の方向性

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

主な取り組み

取り組み	内容と今後の方向	担当課
虐待等防止ネットワークの設置	虐待の防止、早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応を図るため、民生児童委員や関係機関の参加による虐待等防止ネットワークによる支援に努めます。	子育て福祉課
児童虐待防止に関する啓発	広報誌やパンフレット等を活用し、児童虐待の防止に関する情報の提供、意識啓発を図ります。	子育て福祉課
虐待の早期発見・早期予防	乳幼児健診や訪問活動など母子保健事業の機会を活用して、保健師等が虐待の早期発見や子育て不安の軽減に努めます。	健康増進課
各種子育て相談事業の充実	子育て支援センターや関係機関、各種相談窓口において、虐待の前兆を把握し、未然防止に努めます。	子育て福祉課

(2) 子どもの安全の確保

現状と課題

交通弱者である子どもが安全に通園・通学するためには、交通安全対策は重要なものです。子どもへの交通安全教育を進めることはもちろん、大人に対して交通安全ルールを遵守するよう、徹底することも必要です。

近年、犯罪が多様化、凶悪化、低年齢化している中、子どもが被害に遭うケースもあることから、市民、行政、関係機関や団体が連携し、地域と一体となった防犯活動の展開や、市民一人ひとりの防犯意識と連帯意識の高揚を図ることが必要となっています。

葛城市においては、幼稚園において交通安全教室を実施するなど、各年代に応じた交通安全教育を推進しています。また、登下校時の交通安全対策として、交通安全母の会やシルバー人材センターの人が通学路に立ち、子どもたちの見守りを行っています。

防犯体制として、青色パトカーによる巡回や不審者情報の共有等、関係機関との連携を図りながら取り組んでいます。

平成21年の出会いふれあい交流会において、参加した中学生を対象に実施したアンケート結果では、将来子育てするとしたら、どのようなまちであってほしいかという質問に対し、「安全で安心して暮らせるまち」という回答が最も多くなっており、子どもを取り巻く安全の確保の重要性がうかがえます。

今後の方向性

子どもを健やかに育むためには、交通事故がなく、犯罪のない安全な地域づくりが必要です。様々な交通安全・防犯活動を行い、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

主な取り組み

① 交通安全対策の充実

取り組み	内容と今後の方向	担当課
交通安全教育の推進	警察や交通安全協会等と連携し、児童・生徒や保護者に対し、交通安全教室等を開催し、交通安全に関する教育・啓発を行います。	生活安全課
交通安全指導に関する人材の育成	地域で交通安全指導を行う交通安全指導員の育成を図ります。また、登校時の見守りを行う交通安全母の会等への指導を行います。	生活安全課

取り組み	内容と今後の方向	担当課
チャイルドシート等の普及促進	警察や交通安全協会等と連携し、チャイルドシートの正しい使用方法や使用の啓発を行います。 自転車乗車時のヘルメット着用の普及・啓発に努めます。	生活安全課

② 防犯対策の充実

取り組み	内容と今後の方向	担当課
葛城市生活安全推進協議会の充実	市民の生活安全対策の推進について、市民、関係行政機関及び関係団体間の連携を促進するため、葛城市生活安全推進協議会の充実を図ります。	生活安全課
地域防犯体制の強化	地域の防犯体制の強化を図るため、下校時等の青色パトロールカーによる巡回を行います。 また、防犯灯の設置への補助を行います。	生活安全課
学校における防犯対策の推進	各学校・園において、施設の防犯対策について点検し、必要に応じて整備を図ります。また、緊急時のための備えとして緊急対応マニュアルの作成や防犯訓練等を実施しており、さらなる充実に努めます。 また、来客者名簿や名札の利用など、不審者対策を行います。	学校教育課
防犯教育の推進	各学校・園ごとに、警察等を招いての防犯教室や不審者対応を行います。 また、市内や近隣で不審者事案が発生した場合、各学校・園に連絡し、子どもへの情報提供、指導に努めます。	学校教育課
子ども 110 番の家の支援	子どもが犯罪に巻き込まれそうな時に、一時的な保護と警察への連絡を行う子ども 110 番の家について、平成 22 年度に見直しを行います。	生活安全課
地域における防犯情報ネットワークの強化	子どもが巻き込まれた犯罪や不審者情報など、個人情報に配慮しながら、学校や地域・警察の連携を図ります。	学校教育課

(3) 子育てに配慮した生活環境の整備

現状と課題

保護者が安心して子育てすることができ、子どもが健やかに育つためには、子どもや子ども連れの親が安全で快適に過ごすことができる、ゆとりのある生活空間が必要となります。そのため、道路や公共施設等について、バリアフリーや子どもや子育てに配慮したユニバーサルデザインによるまちづくりが求められています。

葛城市においては、平成 21 年からバリアフリー基本構想を策定しており、子どもや子ども連れの親だけでなく、高齢者や障がいのある人にとっても安全で快適に過ごせるまちづくりを推進しています。また、公共施設等には、オムツ交換スペースの設置など、子育てバリアフリーの充実を図っています。

住環境の面では、市内の公園・広場等は比較的充実しており、憩いの場としてだけでなく、緑とのふれあいや防災面など、多目的な利用が可能となっています。

今後の方向性

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がいのある人などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。

より子育てしやすいまちをめざして、公園の整備、公共機関等のバリアフリー化、子育てバリアフリーの充実などを進めていきます。

主な取り組み

① 安心して外出できる環境の整備

取り組み	内容と今後の方向	担当課
バリアフリー化の推進	道路や公共交通機関、学校その他の公共施設、商業施設等のバリアフリー化を推進、要請します。	都市計画課
子どもや子育てに配慮した施設の整備	公共施設等において、オムツ交換スペースや子ども用トイレの設置等、子どもや子育てに配慮した整備を推進します。	都市計画課

② 安全な道路・交通環境の整備

取り組み	内容と今後の方向	担当課
交通安全施設の整備	道路整備において、道幅の狭い道路や歩道がない道路などにおいて、ガードレールやガードパイプ、区画線の設置を進めるとともに、運転者のマナーについても向上を図ります。	都市計画課 生活安全課
安心・快適な歩行空間の整備	フラットな歩道の設置、歩行者専用道路の整備を図ります。	都市計画課
防犯灯設置の促進	子どもの安全確保のため、防犯灯の設置を促進します。	生活安全課

③ 子どもにやさしい住環境の整備

取り組み	内容と今後の方向	担当課
優良賃貸住宅情報の提供	子育て家庭の支援のため、優良な賃貸住宅について、県との連携を図りながら整備状況や優先入居などの取り扱いなどの情報提供に努めます。	都市計画課
公園・広場などの整備	子どもや子育て家庭の憩いの場として、公園・広場等の整備に努めます。	都市計画課
コミュニティバスの充実	市民の意見や利用状況を考慮しながら、運行体制やルートを検討を行い、市民が利用しやすいバスを目指します。	企画政策課

第2章 事業の目標水準の設定

この行動計画の策定にあたって、各自治体において、ニーズ調査から現状の保育サービスのニーズ量を把握し、今後の施設整備の状況等を踏まえた上で、保育サービス等について平成26年度の目標事業量を設定することとなっています。

本市においても、アンケート調査を実施し、この結果からのニーズを基にしながら、将来人口推計等を勘案した上で、財政状況や地域性等を考慮して設定しています。

後期となる本計画期間において、本市では以下の事業について取り組むこととし、目標水準を以下のとおり設定し、計画の推進を通じて、目標の達成に努めます。

■定期的な保育事業等

事業名	単位	平成21年度 実施予定値	平成26年度 目標水準
通常保育事業	か所	6か所	6か所
	定員数	630人	660人
延長保育事業	か所	4か所	4か所
放課後児童健全育成事業	か所	5か所	7か所

※平成22年4月より利用人数が多い大規模学童（新庄・磐城）を分割実施とするため2か所の増加を見込んでいます。

■一時預かり型事業

事業名	単位	平成21年度 実施予定値	平成26年度 目標水準
一時預かり事業	か所	2か所	2か所

■その他の事業

事業名	単位	平成21年度 実施予定値	平成26年度 目標水準
地域子育て支援拠点事業 （ひろば型）	か所	1か所	2か所
ファミリーサポートセンター事業	か所	1か所	1か所

※実施予定値と目標水準が同じ数値となっている事業については、計画期間中において、現在の水準を維持する方針であることを示します。

第3章 計画の推進体制

1. 計画の進捗管理

本計画は、子どもや子育て中の親を対象とし、保健・福祉・医療・教育・生活環境等、様々な分野に渡る計画です。

そのため、子育て福祉課を中心として関係各課、関係機関・団体等との連携を図りながら、総合的かつ効果的に計画の推進を図ります。

また、本計画に基づく施策を推進していくため、進捗状況を葛城市次世代育成支援対策地域協議会において、点検・評価します。

庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議しながら、国や県の動向等を踏まえ、柔軟に対応していきます。

2. 連携・協働体制

本計画を総合的に推進するにあたっては、家庭・地域・企業・行政など、様々な社会の構成メンバーがそれぞれの役割のもとに、連携を図りながら取り組むことが重要です。

(1) 行政

本計画に基づく施策を推進するとともに、様々な子育て活動の支援や関連機関との連携・調整を行い、地域ぐるみの子育て支援を促進します。

また、市民に対しては広報誌やホームページなどにより、子育て支援に関する広報啓発に努め、市民の理解と協力を得て施策を推進します。

(2) 家庭

子育ての基本は家庭での保護者によるものであり、家庭は子どもにとって一番大切な場所です。愛情を持ち、様々な人の協力を得ながらその育ちを支え、子どもの成長とともに親自身も成長していく場となることが求められます。

(3) 地域

近所の子どもと挨拶を交わしたり、登下校の子どもを気づかったり、市民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守りながら、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

(4) 企業（職場）

男性も含めて就業者の家庭生活と職業生活の両立を図るため、育児・介護休業制度の定着、多様な勤務形態の導入、労働時間の短縮、再雇用制度の拡充などが期待されます。